

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年4月23日
【事業年度】	第62期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社ミツバ
【英訳名】	MITSUBA Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿久戸 庸夫
【本店の所在の場所】	群馬県桐生市広沢町一丁目2681番地
【電話番号】	(0277)52-0111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 松沢 一彦
【最寄りの連絡場所】	群馬県桐生市広沢町一丁目2681番地
【電話番号】	(0277)52-0111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 松沢 一彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第62期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項に関し、一部追加で記載することが望ましいと判断し、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

3 対処すべき課題

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

3【対処すべき課題】

（前略）

（追加）

当社は、会社法施行規則第127条の株式会社の支配に関する基本方針を定めておりません。

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（1）～（7）（省略）

（追加）

（8）追加情報

取締役の選任

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する旨定款に定めております。

なお、取締役の選任決議は累積投票によらない旨定款に定めております。

責任免除

当社は、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めております。